

静岡県は

# 「男女共同参画社会づくり宣言」

を行う事業所・団体を募集しています。

静岡県では県内企業や団体が、女性の参画拡大やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進など男女共同参画に取り組むことを「宣言」として登録しています。

県は宣言した事業所・団体を静岡県公式ホームページで紹介するとともに、宣言の実践のための研修への講師謝金の助成や情報交換会などにより取組を支援しています。



## ●企業等に求められる取組 … 「男女共同参画社会づくり宣言」の例

方針決定過程への女性の参画拡大	
・女性役員や管理職の割合の増加	・希望により、従業員をパートから正社員へ転換
・女性の能力が発揮できるよう、従業員の意識改革を促進	・ダイバーシティ・マネジメント*の推進
子育て・介護など、男女がともに役割を果たす環境づくり	
・時間外勤務の削減	・短時間勤務、フレックスタイムなどの制度の整備
・育児休業や介護休業を取得しやすい制度、体制の整備	・再就職受け入れ制度の整備
男女がともに能力を発揮できる環境づくり	
・スキルアップのための研修制度の導入	・勤務評価の査定基準や昇進・昇格基準の明文化
・働きやすい環境づくりのためのアンケート等の実施	

### \*ダイバーシティ・マネジメント

多様性への対応。この場合の「多様性」は、性別・年齢・国籍・健康状態など「働く人」の多様性と、勤務形態・労働時間・勤務時間帯など「働き方」の多様性を指します。その人にとって最適な労働環境を提供することで、資質・能力を最大限引き出すのが狙いです。

## ●静岡県「男女共同参画社会づくり宣言」に登録すると…

- 1 登録証を交付します。**  
宣言内容（取組内容）を記載した登録証を額に入れて交付します。  
社員の皆さんの見えるところに飾っていただき、トップの意志を社員が共有することで、働きがいにつながります。
- 2 県のホームページで紹介します。**  
会社の概要、宣言内容（取組内容）を県HPで紹介し、また会社のHPにダイレクトリンクできるようにします。会社のPRにつながります。
- 3 研修会等への支援をします。**  
社内で女性の参画やワーク・ライフ・バランス等に関する研修会を開催する場合、講師の紹介や講師謝金の補助（最大3万円）をします。
- 4 企業ガイダンスを開催します。**  
大学生・短大生・専門学校生を対象とした企業説明会に参加できます。人材の確保、会社のPRにつながります。
- 5 有益な情報を提供します。**  
事例発表会・情報交換会・講演会の開催、様々なセミナー等のご案内、各種お役立ち情報の提供により、有益な情報を共有することができます。



# 県内の登録事業所・団体は **1092件** です。(平成26年6月10日現在)

## 業種別内訳

建設業	122	卸売・小売業	78	教育、学習支援	19
製造業	192	金融・保険業	30	複合サービス業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	14	不動産業	8	サービス業	94
情報通信業	26	飲食店・宿泊業	25	その他の業種	55
運輸業	31	医療、福祉	90	団体	290

## 地域別内訳

			静岡市葵区								
			169								
			静岡市清水区		御殿場市		小山町				
			48		8		1				
			川根本町		静岡市駿河区		富士宮市		三島市		
			3		102		10		30		
			島田市		藤枝市		焼津市		富士市		
			111		34		21		36		
浜松市			森町		菊川市		吉田町		沼津市		
浜松市北区			5		8		13		44		
浜松市浜北区			11		3				伊豆の国市		
浜松市天竜区			3						伊東市		
17			11		3				7		
浜松市西区			袋井市		掛川市		牧之原市		西伊豆町		
浜松市中区			30		130		24		伊豆市		
浜松市東区			15		67		26		東伊豆町		
15			67		26				1		
湖西市			磐田市		御前崎市				松崎町		
9			24		19				河津町		
									下田市		
									7		
									南伊豆町		
									2		
西部地区			中部地区			東部・伊豆地区					
373			525			194			件		

## ●あなたの事業所・団体でも「宣言」してみませんか…取組宣言の手続きについてのご案内

### 対象となる事業所・団体

- ・県内に所在する事業所・団体で、規模は問いません。学校や地域団体などの宣言も歓迎します。

### 宣言内容

- ・「男女共同参画社会づくり」に向けて、現状から一歩でも前進する取組内容であれば宣言可能です。
- ・宣言は代表者が行ってください。
- ・複数の宣言を行っても構いません。

### 宣言の手続き・問い合わせ先

- ・静岡県男女共同参画課ホームページから「宣言届出用紙」をダウンロードし、事業所・団体としての取組内容や概要を記入し、静岡県男女共同参画課へ郵送するだけで手続きは終了です。報告義務はありません。

※郵送先（問い合わせ先）〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

静岡県くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課

電話番号 054-221-3363

- ・取組宣言の有効期間は5年間とします。5年ごと（又は内容に変更が生じた時）に、改めて宣言の提出をお願いします。